

寄付金控除の概要について

1月1日から12月31日までの間に都道府県または市区町村へ寄付をした寄附金のうち、2,000円を超える部分について一定限度額まで、寄附をした年分の所得税及び寄附をした年の翌年度の個人住民税所得割から控除を受けることができます。

控除を受けるためには、確定申告、またはお住まいの市区町村への申告手続きが必要となりますので、忘れずに申告を行ってください。
(※確定申告が不要な給与所得者の方などがふるさと納税を行った場合について、ふるさと納税先が5団体以内であれば、ふるさと納税先団体に申請をすることで確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」)が創設されました。(平成27年4月1日以後に行われたふるさと納税について適用されます。))

なお、申告の際は、寄附をした金額が分かる証明書(ふるさと寄附金証明書、納入書兼領収書、振替払込請求書兼受領書等)を必ず添付してください。

控除額の計算方式

①所得税の所得控除額

(寄附金額 - 2,000円) × 所得税率 (0%~45%)

ただし、控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の40%です。

②個人住民税所得割額からの税額控除額

A: (寄附金額 - 2,000円) × 10%

B: (寄附金額 - 2,000円) × (90% - 所得税率 (0%~45%))

AとBを合わせた金額が寄附をした年の翌年度の個人住民税所得割額から控除されます。

ただし、控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。また、Bの金額は寄附をした年の翌年度の個人住民税所得割額の2割が上限となります。

※所得や控除の金額によっては、上記の計算方式に当てはまらない場合があります。具体的な計算はお住まいの市区町村税務担当課にお問い合わせください。

※平成26年度から令和20年度については、所得税率に復興特別所得税を加算した率となります。

控除額の計算例

◇年収700万円の給与所得者（夫婦子なし、所得税率20%として計算）が、30,000円の寄附を行った場合。

← 寄附金額30,000円 →			
適用 下限額	【所得税】 所得控除額 (30,000円-2,000円) × 20% =5,600円	【個人住民税】 税額控除額(A) (30,000円-2,000円) × 10% =2,800円	【個人住民税】 税額控除額(B) (30,000円-2,000円) × (90%-20%) =19,600円
2,000円			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 所得割額の 2割が限度 </div>
← 控除額28,000円 →			

※計算例はあくまで一例です。実際の控除額は家族構成等により異なりますので、最寄りの税務署又はお住まいの市区町村税務担当課にお問い合わせください。